

医政医発 0322 第 1 号  
平成 30 年 3 月 22 日

岡山県保健福祉部医療推進課長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

柔道整復師養成施設の専任教員の要件に関する疑義照会について (回答)

平成 30 年 3 月 19 日付け医推第 1671 号にて照会のあったものについて、  
下記のとおり回答する。

記

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書を踏まえ、A を改正後規則別表第二の専門基礎分野及び専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」として取り扱って差し支えない。

医推第1671号  
平成30年3月19日

厚生労働省医政局医事課長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長  
(公印省略)

柔道整復師養成施設の専任教員の要件について（照会）

このことについて、次のとおり疑義が生じたので、貴課の御見解を賜りたく照会します。

記

(疑義の内容)

柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了し柔道整復師養成施設の専任教員になっている者A（現在、実務経験4年）が、平成29年文部科学省・厚生労働省令第2号による改正後の柔道整復師学校養成施設指定規則（以下「改正後規則」という。）の適用を受ける柔道整復師養成施設（指定申請日：平成29年9月29日、授業開始予定年月：平成30年4月）の専任教員となり、専門基礎分野及び専門分野の内容を教授する場合、Aを改正後規則別表第二の専門基礎分野及び専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」として取り扱うことの可否